

## 社会福祉法人香聖会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 香聖会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員等(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (役員等の定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事・監事・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員等をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、報酬及び退職慰労金を支給する。  
2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

### (役員等の報酬算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。  
(1) 報酬については、別表1に定める額  
(2) 退職慰労金については、別表2に定める算式より算出される額  
(3) 旅費交通費については、旅費規程に基づき、旅費(交通費・日当・宿泊料)を支給

### (法人職員の報酬の取り扱い)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。  
(1) 報酬は、理事会、評議員会又はその他の会議等に出席した都度支給する。  
(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又死亡よりした後、評議員会の決議を経て、3ヶ月以内に支給する。  
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の端数計算)

第7条 この規程により計算された金額において、1円未満の端数が生ずるときには、その端数は切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成30年1月1日より施行する。

この規程は、平成30年10月4日より改定する。

別表1 (役員等の報酬)

(1)評議員

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席            | 3,341円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,341円 |

※内訳 3,000円+源泉341円

(2)理事

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 理事会等会議への出席          | 3,341円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,341円 |

※内訳 3,000円+源泉341円

(3)監事

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 監事監査等への出席           | 3,341円 |
| 理事会等会議への出席          | 3,341円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,341円 |

※内訳 3,000円+源泉341円

(4)評議員選任解任委員

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 評議員選任解任委員会等会議への出席   | 3,341円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,341円 |

※内訳 3,000円+源泉341円

(5)第三者委員

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 各種会議への出席            | 3,341円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,341円 |

※内訳 3,000円+源泉341円

別表2(役員等の退職慰労金算定式)

|           | 基準額           |
|-----------|---------------|
| 理事長       | 年基準額10万円×在任年数 |
| 理事長を除く役員等 | なし            |

※基準額を基本額として、評議員会の決議した金額を支給額として確定する。

※在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1ヶ月未満は切り捨てる。